

函館市榎法華地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針

北海道水資源の保全に関する条例（平成 24 年北海道条例第 9 号。以下「条例」という。）第 17 条第 4 項の規定に基づき、函館市榎法華地区水資源保全地域に係る指定の区域及び地域別指針を次のとおり定める。

1 指定の区域

| 名称 | 指定の区域 |
|-----------------|--|
| 函館市榎法華地区水資源保全地域 | 函館市 3005 林班 12 小班から 16 小班まで、3005 林班 19 小班から 20 小班まで、3005 林班 34 小班、3005 林班 40 小班から 41 小班まで、3006 林班 37 小班から 38 小班まで、3006 林班 49 小班、3006 林班 71 小班、外 1 ※函館市榎法華地区水資源保全地域区域図に示すとおり |

2 地域別指針

(1) 指定の区域に関する基本的事項

| | |
|----------|--|
| 対象区域 | 当該区域は、地表水を原水として取り入れていることから、山間地における上水道の水源である矢尻川水系新冷水川から地表水を取り入れる函館市上水道（榎法華地区）の取水施設が設置されている地点に対する集水区域の全部とした。 |
| 面積 | 382,774 m ² |
| 区域設定の考え方 | 集水区域の全部を水資源保全地域とした。 |
| 対象区域の状況 | 対象区域は、国土利用計画法に基づく北海道土地利用基本計画において森林地域及び自然公園地域に区分されているほか、森林法に基づく函館市森林整備計画において水源涵養林（水資源保全ゾーン）、山地災害防止林、保健・文化機能等維持林に指定されている森林、土砂流出防備保安林が所在し、また、北海道立自然公園条例に基づく恵山道立自然公園第 3 種特別地域が所在する区域である。 さらに、函館市上水道（榎法華地区）の取水施設（給水人口：841人、給水量：771m ³ /日）の周辺区域であることから、水量や水質への悪影響がないよう、適正な土地利用の確保を図る必要がある。 |

(2) 指定の区域において土地所有者等が配慮すべき事項

水資源保全地域は、水資源の保全のために特に適正な土地利用の確保を図る必要があると認められる区域であり、その土地利用については、現在及び将来の道民の健康で文化的な生活の確保に寄与し、本道の豊かな水資源がもたらす恩恵を現在と将来の世代が享受できるよう、その保全を図る必要があることから、函館市榎法華地区水資源保全地域内の土地所有者等は、別表に掲げる法令をはじめとした土地利用に関する法令に基づき必要な手

続等を行うとともに、次の事項に配慮し土地利用を行うものとする。

ア 水資源の確保や水質への影響が懸念されるような取水行為や開発行為など水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用は、極力避けるよう努めること。

イ 水源の涵養に大きな役割を果たしている森林の適切な整備及び保全を行うなど、水資源の保全のために必要な措置を講ずるよう努めること。

ウ 周辺の自然環境や土地利用状況等と調和した土地利用を行うよう努めること。

別表

| 要件 | 必要な手続等 | | 根拠法令等 |
|---------------------|---------------------------|--|-----------------|
| 土地取引行為を行う場合 | 事前届出 | 土地に関する権利を有している者は、契約の3月前に、その旨知事に届け出ること。 | 北海道水資源の保全に関する条例 |
| 一定面積以上の土地取引行為を行う場合 | 事後届出 | 10,000㎡以上の土地の場合、土地取得者（買主等）は、契約締結後の2週間以内に、函館市を經由して知事に届け出ること。 | 国土利用計画法 |
| 新たに民有林の土地の所有者となった場合 | 事後届出 | 新たに民有林の土地の所有者となった場合は、所有者となった日から90日以内に、函館市長に届け出ること（国土利用計画法による届出をした場合は、届出不要）。 | 森林法 |
| 国内非居住者が不動産を取得する場合 | 事後届出 | 国内に居住していない者が不動産を取得する場合は、居住の用に供するためのものなどを除き、20日以内に財務大臣に届け出ること。 | 外国為替及び外国貿易法 |
| 土地利用を行う場合 | 北海道土地利用基本計画に沿った土地利用を行うこと。 | 北海道土地利用基本計画の土地利用基本計画図により地域設定された「森林地域」は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興または森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、土地利用については、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるようその整備及び保全するなど、同計画に基づいた土地利用を行うこと。 | 国土利用計画法 |

| 要件 | 必要な手続等 | | 根拠法令等 |
|--|---------------------------|--|---------|
| 土地利用を行う場合 | 北海道土地利用基本計画に沿った土地利用を行うこと。 | 北海道土地利用基本計画の土地利用基本計画図により地域設定された「自然公園地域」は、優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域であり、土地利用については、その優れた自然の保護と適正な利用を図るものとし、大規模な開発行為その他自然公園としての風景の保護に支障を及ぼすおそれのある土地の形状変更等の行為は極力避けるなど、同計画に基づいた土地利用を行うこと。 | 国土利用計画法 |
| 建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合 | 許可 | 都市計画区域外であることから、1 ha 以上の建築物や特定工作物の建築等のために行う土地の区画形質の変更を行う場合、函館市長の許可（開発許可）を受けること。 | 都市計画法 |
| 開発許可を受けた土地において、予定建築物以外の建築物等の新築等、建築物の改築、用途を変更する場合 | 許可 | 開発許可を受けた土地において、予定建築物以外の建築物等の新築等、建築物の改築、用途を変更する場合、函館市長の許可（建築等の制限解除）を受けること。用途地域等が定められているときは不要。 | 都市計画法 |
| 森林の施業等を行う場合 | 市町村森林整備計画に沿った森林施業等を行うこと。 | 森林施業及び保護を行う場合は函館市森林整備計画において、水源涵養林（水資源保全ゾーン）、山地災害防止林、保健・文化機能等維持林にゾーニングされていることから、市町村森林整備計画におけるゾーニングに即した施業等に努めること。 | 森林法 |
| 民有林の立木の伐採等を行う場合 | 事前届出等 | 民有林の立木を伐採しようとする場合は、伐採を始める90日から30日前までに、伐採及び伐採後の造林の方法等を函館市長に届け出ること。また、届出に基づき伐採及び造林が完了した日からそれぞれ30日以内に函館市長に森林の状況報告書を提出すること。 | 森林法 |
| 森林経営計画の対象となる森林について、計画に定められている立木の伐採等を行う場合 | 事後届出（計画は事前に記載） | 一定の要件を満たすものとして函館市長等の認定を受けた森林経営計画の対象となる森林について、当該計画に定められている立木の伐採等をした場合は、終了後30日以内に、函館市長等に届け出ること。 | 森林法 |
| 保安林の立木の伐採等を行う場合 | 許可等 | 土砂流出防備保安林に指定された区域があることから、保安林の立木の伐採等を行う場合は、知事の許可等を受けること。 | 森林法 |

| 要件 | 必要な手続等 | | 根拠法令等 |
|-----------------------|--------|--|-------------------|
| 一定規模を超える森林の開発行為を行う場合 | 許可 | 地域森林計画の対象となっている民有林において1ha(太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ha)を超えて開発(土地の形質を変更する行為)する場合は、知事の許可を受けること。 | 森林法 |
| 一定の規模以上の土地の形質の変更を行う場合 | 事前届出 | 3,000㎡以上(現に有害物質使用特定施設を設置している土地にあつては900㎡以上)の土地の形質を変える行為を行う場合は、着手予定日の30日前までに、函館市長に届け出ること。 | 土壌汚染対策法 |
| 特定の開発行為を行う場合 | 許可 | 1ha以上の1団の土地について行われるスキー場・キャンプ場・乗馬場・射撃場・アーチェリー場・車両競争場の建設、これらの施設を2以上有する施設の建設、資材置場又は工場用地の造成、土石の採取を行う場合は、知事の許可を受けること。 | 北海道自然環境等保全条例 |
| 専用水道の設置等を行う場合 | 事前確認 | 100人を超える者に水を供給する、又は一日最大給水量が20立方メートルを超える自家用水道等を設置する場合は、工事着手前に函館市長の確認を受けること。 | 水道法 |
| 専用水道の設置等を行う場合 | 事後届出 | 既にある水道施設について、居住者の増加に伴い、水の供給が100人を超える場合は、函館市長に届け出ること。 | 水道法 |
| 自家用工業用水道の布設を行う場合 | 事後届出 | 給水量が一日当たり5千立方メートル以上の自家用工業用水道を布設した場合は、給水開始後すぐに経済産業大臣に届け出ること。 | 工業用水道事業法 |
| 汚水又は廃液を排出する施設を設置する場合 | 事前届出 | 汚水又は廃液を排出する施設(特定施設)を設置する場合は、工事に着手する60日前までに函館市長に届け出ること。 | 水質汚濁防止法 |
| 廃棄物処理施設を設置する場合 | 許可 | 廃棄物処理施設を設置又は変更する場合は、函館市長の許可を受けること。 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 |
| 廃棄物処理施設等を設置する場合 | 事前協議 | 廃棄物処理施設等を設置又は変更する場合は、函館市長と事前協議を行うこと。 | 函館市廃棄物処理施設設置等指導要綱 |

| 要件 | 必要な手続等 | | 根拠法令等 |
|--------------------------|--------------|--|-------------------------|
| 道立自然公園特別地域内で工作物の設置等を行う場合 | 許可 | 恵山道立自然公園第3種特別地域に指定されている区域があることから、区域内で工作物の設置、木竹の伐採、土石の採取、河川・湖沼等の水量に増減を及ぼす行為、土地の形状の変更などを行う場合は、知事の許可を受けること。 | 北海道立自然公園条例 |
| 周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合 | 事前届出 事前協議 | 周知の埋蔵文化財包蔵地で土木工事等を行う場合は、着工の60日前までに北海道教育委員会に届け出ること。また、事業地内に包蔵地がある、隣接する、所在する可能性がある場合、総工事面積が1ha以上の場合、開発事業等の計画策定時に包蔵地の有無等を地元教育委員会に照会の上、必要に応じ北海道教育委員会に協議すること。 | 文化財保護法 |
| 特定工場を設置等する場合 | 事前届出 | 敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上の特定工場（製造業、電気・ガス・熱供給業者）を設置、変更等を行う場合は、工事等の開始の90日前までに、函館市長に届け出ること。 | 工場立地法 |
| 鉱物を採掘する場合 | 認可 | 鉱物資源の採掘を行う場合は、鉱業権の設定を受けた後、鉱業実施の基本計画となる施業案を定め北海道経済産業局長の認可を受けること。 | 鉱業法 |
| 鉱物を探査する場合 | 許可 | 地震探鉱法による鉱物の探査を行う場合は、北海道経済産業局長の許可を受けること。 | 鉱業法 |
| 砂利を採取する場合 | 認可 | 砂利の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事又は河川管理者の認可を受けること。 | 砂利採取法 |
| 岩石を採取する場合 | 認可 | 岩石の採取を行う場合は、採取を行う場所ごとに採取計画を定め、知事の認可を受けること。 | 採石法 |
| 河川の流水や敷地の利用を行う場合 | 許可、届出 | 河川の流水・土地の占用、土石等の採取、河川敷地内での工作物の新築等、土地の掘削・盛土、竹木の流送、汚物の洗浄、土石のたい積などを行う場合は河川管理者の許可を受けること。また、1日一定量以上の汚水を河川に排出する場合は、河川管理者に届け出ること。 | 河川法及び河川法施行条例並びに普通河川管理条例 |

| 要件 | 必要な手続等 | | 根拠法令等 |
|----------------------|--------|---|-----------------|
| 温泉の採取等を行う場合 | 許可 | 温泉を湧出させる目的の土地の掘削、温泉の採取を行う場合は知事の許可、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合は函館市長の許可を受けること。 | 温泉法 |
| ホテル、旅館などの経営を行う場合 | 許可、届出 | ホテルや旅館などの旅館業の経営を行う場合は、函館市長の許可を受けること。また、施設等の変更や廃止を行う場合は届け出ること。 | 旅館業法 |
| ゴルフ場の開発を行う場合 | 事前協議 | ゴルフ場の開発については、知事に事前に協議すること。 | ゴルフ場開発の規制に関する要綱 |
| 一定規模を超える建築物等の建設を行う場合 | 事前届出 | 一定規模を超える建築物等の建築などを行う場合は、函館市長に事前に届け出ること。 | 函館市都市景観条例 |
| 屋外広告物を掲出する場合 | 許可 | 屋外広告物を掲出する場合は、函館市長の許可を受けること。 | 函館市屋外広告物条例 |

※本表は、根拠法令等の改正等があった場合は随時更新するものとする。